

1. 件名：「廃止措置に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所1，2号炉 廃止措置計画（変更）認可申請）【5】」

2. 日時：令和元年12月25日（水） 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、池田廃止措置専門官、立元保安規定二係長

技術基盤グループ

シビアアクシデント研究部門

新添技術研究調査官、鈴木技術研究調査官、林田技術参与

九州電力株式会社 原子力発電本部 廃止措置統括室長 他11名

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社から、令和元年9月3日に提出された、玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請及び1号炉廃止措置計画変更認可申請について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、(1)の説明に対し、以下の主な点を含め、今後引き続き確認することとした。

- ・維持管理設備の蓄電池、海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプのそれぞれの負荷への供給の必要性
- ・平常時の敷地等境界外における実効線量について、2号炉の廃止等による影響
- ・1，2号炉の廃止措置に係る工事が運転号炉へ影響を与えない確認について、安全運営委員会での審議が必要か否かの判断基準

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨回答があった。

6. 配布資料

- (1) 玄海1/2号炉廃止措置計画（変更）認可に関する審査資料他体系図
- (2) 玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請書及び1号炉廃止措置計画変更認可申請書について（本文六～九、添付書類三、四、六：追補、七～九）
- (3) 玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請書及び1号炉廃止措置計画変更認可申請書について（審査会合における指摘事項に対する回答）
- (4) 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉運転号炉への影響確認について

- (5) 玄海原子力発電所2号炉使用済燃料貯蔵施設に貯蔵中の新燃料の搬出に係る燃料集合体解体作業時の未臨界性維持について
- (6) 玄海原子力発電所2号炉解体工事準備期間における除染について
- (7) 玄海原子力発電所2号炉気象資料の代表性について
- (8) 玄海原子力発電所2号炉放射線業務従事者の被ばく評価について
- (9) 玄海原子力発電所2号炉解体工事準備期間における直接線及びスカイシャイン線による線量について
- (10) 玄海原子力発電所2号炉放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出量について
- (11) 玄海原子力発電所2号炉廃止措置に係る被ばく評価に使用する気象条件について
- (12) 玄海原子力発電所2号炉燃料集合体落下事故時における放射性物質放出量の評価方法について
- (13) 玄海原子力発電所2号炉維持管理対象設備について
- (14) 玄海原子力発電所2号炉 SFP 未臨界性評価に使用する SCALE コードの適用性について
- (15) 玄海原子力発電所2号炉使用済燃料ピット水大規模漏えい時の周辺公衆の被ばく評価における線源条件について
- (16) 玄海原子力発電所1号炉使用済燃料貯蔵施設に貯蔵中の新燃料の搬出に係る燃料集合体解体作業時の未臨界性維持について
- (17) 玄海原子力発電所1号炉放射線業務従事者の被ばく評価について
- (18) 玄海原子力発電所2号炉維持管理対象設備について
- (19) 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置計画(変更)認可申請に係る補足説明資料について